

西宮市社会教育委員会議規則を廃止する規則制定の件

西宮市社会教育委員会議規則を廃止する規則を次のように制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定により令和2年3月31日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和2年4月8日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市社会教育委員会議規則を廃止する規則

西宮市社会教育委員会議規則（平成11年西宮市教育委員会規則第14号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

西宮市社会教育委員会議を廃止するため。

西宮市社会教育委員会議規則

(平成12年3月28日)

(西宮市教育委員会規則第14号)

西宮市社会教育委員会議規則(昭和26年西宮市教育委員会規則第9号)の全部を改正する。

第1条 西宮市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)に関してはこの規則の定めるところによる。

第2条 会議に議長及び副議長を置き、議長及び副議長は、会議において、委員の互選により定める。

2 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長ともに事故あるときは、出席委員から仮議長を選び、仮議長がその職務を代理する。

5 会議は、議長が招集する。ただし、議長及び副議長を互選する会議は、西宮市教育委員会が招集する。

6 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

7 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は教育長がこれを定める。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。